

別紙1 事業日程（第 3 条第 1 項、第 25 条第 2 項、及び第 33 条第 1 項
関係）

本件業務の事業日程は、以下のとおりとする。ただし、下記の日程はいずれも予定日であり、事業期間中にこれを変更する場合には、新しい日程をその都度甲及び乙が書面で確認するものとする。

表 A-1 事業日程

設計の開始	[提案内容に基づく]
設計図書の提出及び確認	[提案内容に基づく]
設備更新等業務の現場での作業開始	[提案内容に基づく]
維持管理・運營業務の開始	平成 23 年 4 月 1 日から
設備更新等対象設備(平成 22 年度引渡分)の引渡	平成 23 年 3 月 31 日まで
設備更新等対象設備(平成 23 年度引渡分)の引渡	平成 24 年 3 月 31 日まで
設備更新等対象設備(平成 24 年度引渡分)の引渡	平成 25 年 3 月 31 日まで
設備更新等対象設備(平成 25 年度引渡分)の引渡	平成 26 年 3 月 31 日まで
維持管理・運營業務の終了	平成 43 年 3 月 31 日

別紙2 設計に係る提出書類（第4条第32号及び第15条第1項関係）

乙が、甲に提出する設計図書の種類及び部数は、以下のとおりとする。

1 種類

- (1) 設計図
- (2) 工事費内訳書
- (3) 数量調書
- (4) 構造計算書（該当する場合）
- (5) 什器備品リスト
- (6) 什器備品カタログ

2 提出部数：4部及びDVD-RW等に記憶した電子データ1部

別紙3 乙等が付保する保険（第26条第3項関係）

乙等が付保する保険の種類及び内容は、以下のとおりとする。

1 設備更新等業務に係る第三者賠償責任保険

乙、又は乙より設備更新等業務の全部又は一部を直接請け負った者は、設備更新等期間において、次の条件を満たす第三者賠償責任保険に加入するものとする。

表 A-2 保険の条件

保険契約者	乙、又は工事請負人（乙より工事の施工の全部又は一部を直接請け負った者）	
被保険者	乙及び全ての工事請負人等（本件工事を請け負った者の全て。下請け人を含む。）	
保険期間	（各工事の期間にあわせる）	
てん補 限度額	対人	1名：1億円、1事故：10億円
	対物	1事故：1億円
免責事項	0円	

※なお、維持管理・運営期間中の火災保険については、甲が付保することを予定している。

別紙4 竣工図書（第4条27号関係）

乙が、各年度の設備更新等対象設備の引渡し時に甲に提出する書類・図書等の種類及び部数は、以下のとおりとする。

- (1) 工事完了届：2部
- (2) 工事記録写真：1部
- (3) 竣工図（土木）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (4) 竣工図（建築）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (5) 竣工図（電気設備）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (6) 竣工図（機械設備）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (7) 竣工図（衛生設備）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (8) 竣工図（什器備品配置表）：一式（製本図1部、原図1部及びDVD-RW等）
- (9) 什器備品リスト：2部
- (10) 什器備品カタログ：2部
- (11) 竣工調書：2部
- (12) 工事精算図書：1部
- (13) 建築確認申請図書及び許可（写し）：1部
- (14) その他各種官公庁申請図書許可（写し）：1部
- (15) オペレーションマニュアル

別紙5 不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担（第 16 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 27 条第 1 項、第 41 条第 2 項、第 49 条第 1 項及び第 71 条第 3 項関係）

不可抗力による合理的な追加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。

不可抗力に該当する事由が生じ、設備更新等業務対象設備又は維持管理・運営対象設備に損害が生じ、若しくは本件業務の実施のための追加的な費用が生じたときは、当該損害及び追加的な費用の額が 1 年度につき累計で当該年度の業務に対して支払われる予定のサービス購入料Ⅰ、Ⅱ及びⅢの合計額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。ただし、不可抗力に起因して損害が生じたことにより、保険、保証、補償金等が支払われる場合で、当該保険、保証、補償金等の額が乙の負担を超えるときには、当該超過額は甲が負担すべき額から控除する。

別紙6 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担（第 16 条第 3 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 27 条第 3 項、第 41 条、第 49 条第 2 項及び第 69 第 3 項関係）

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害の負担は、以下のとおりとする。

(1) 甲に生じた追加費用及び損害

甲が全額負担する。

(2) 乙に生じた追加費用及び損害

乙に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については、乙が全額負担するものとする。

①本事業に直接関係する法令変更

②消費税に関する法令変更

③法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

甲が負担する場合において、1 回の法令変更に係る乙の増加費用及び損害額が 1 年間 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。また、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

なお、「本件業務に直接関係する法令」とは、特に本件業務及び本件業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、乙の事業の費用に影響があるものを意味する。

別紙7 目的物引渡書（第33条第1項関係）

目的物引渡書

平成 年 月 日

千葉県
千葉県水道局長 ○○ ○○ 様

乙 住 所
名 称
代表者

乙は、以下の物件を、北総浄水場排水処理施設設備更新等事業契約第33条第1項の規定に基づき、引き渡します。

事業名	北総浄水場排水処理施設設備更新等事業	
引渡場所	千葉県印旛郡本埜村竜腹寺向原 296	
引渡物件		
引渡年月日		
立会人	千葉県水道局	
	乙	

[乙名称] 殿

上記年月日付で、上記の物件の引渡しを受けました。

千葉県水道局長

別紙8 返送水等の条件（第45条第2項関係）

返送水等の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 返送する上澄水の濁度は30度以下とすること。
- (2) 特に、返送水等の中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、ピコプランクトン、汚泥の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追随できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。
- (3) 返送水等には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。

別紙9 サービス購入料について（第 52 条関係）

甲は、本件事業に係るサービスの対価に消費税相当額を加算した金額（以下、「サービス購入料」という。）を、維持管理・運営期間において支払う。サービス購入料の内容は、以下のとおりである。

1 サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は次表のとおりとする。

表 A-3 サービス購入料の構成要素

種類	構成要素	含まれる費用
I サービス購入料I (排水処理施設に係る設備更新等業務に関する対価)	1 排水処理施設に係る設備及び管路等の更新工事費	以下の更新工事に関する費用 ① 脱水機、汚泥掻き寄せ機、ポンプ類等の機械設備 ② 引込盤、変圧器盤、コントロールセンター等の電気設備 ③ 流量計、各種濃度計、界面計等の計装設備や監視制御設備 ④ 建築設備(取替不可能なものを除く全て) ⑤ 既設管路
	2 設備の新設工事、脱水機棟の改良工事費	以下の新設工事、改良工事に関する費用 ① トラックスケール新設及び、ケーキヤードの改良(必要な場合) ② 進入道路、外構の整備、事業区域外の外柵設置、浄水場との通用口設置他事業用地の整備 ③ 耐震補強工事(必要な場合) ④ 脱水機棟のアスベスト対策工事
	3 維持管理・運営に不要な設備の撤去工事費	
	4 施設更新工事に係る投資と認められる費用	① 設計、工事監理費等 ② 建中金利、金融機関等に支払う手数料等 ③ 開業費等 ④ 公租公課 ※ 上記以外にも投資と認められる費用は含まれる。
	5 金利相当分	1～4の費用の内、50%分を分割で支払うことに対する金利相当
II サービス購入料II (排水処理施設の維持管理・運営業務に関する対価)	1 維持管理費	以下の維持業務に関する費用 ① 機械設備、電気計装設備その他附帯設備等の維持管理 ② 既存コンクリート建築物、構築物の維持管理 ③ 外構の維持管理
	2 運営費(発生土の有効利用業務費を除く)	以下の運営業務に関する費用 ① 汚泥の受入 ② 排水処理 ③ 上澄水の返送 ④ 計装データの伝送
III サービス購入料III (脱水ケーキの再生利用業務に関する対価)	1 搬出・運搬費	
	2 再生利用費	
	3 管理費	

なお、I～IIIの全ての対価には、乙が支払う公租公課も含むものとする。

2 支払方法

甲は、次の方法によりサービス購入料を乙に支払うものとする。

(1) 支払時期

甲は、四半期毎のモニタリング結果を踏まえ、排水処理施設の維持管理・運営期間において、次表のとおり年 4 回に分けてサービス購入料を乙に支払うものとする。

表 A-4 支払時期

	支払対象期間
第 1 四半期	4 月 1 日～ 6 月 30 日
第 2 四半期	7 月 1 日～ 9 月 30 日
第 3 四半期	10 月 1 日～12 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日～ 3 月 31 日

乙は、各四半期終了後速やかに、甲に対して当該期間分のサービス購入料の支払請求書を提出する。甲は請求書受領後 30 日以内にサービス購入料を支払うものとする。なお、当該日が銀行営業日でない場合は、翌営業日とする。ただし、請求書に不備がある場合、及びモニタリングの結果、サービス購入料に減額、又は支払い停止がある場合は、この限りでない。

(2) 各費用の支払い方法

各費用の支払い方法は、以下のとおりとする。

ア サービス購入料 I

(ア) 支払方法

平成 22 年度から平成 25 年度までの各年度において、乙が実施し、当該年度末までに県が引渡しを受けた設計及び設備更新等業務に係る対象設備に関するサービス購入料の内、50%分は一括で、50%分は元利均等方式で分割して支払うものとする。

(イ) 支払時期

a 平成 22 年度に実施した設計及び設備更新等業務に関する対価

一括で支払う 50%分については平成 23 年度・第 1 四半期分と同時に全額を支払うものとする。

分割して支払う 50%分については平成 23 年度・第 1 四半期分から平成 42 年度・第 4 四半期分までと同時の 80 回で支払うものとする。

b 平成 23 年度に実施した設計及び設備更新等業務に関する対価

一括で支払う 50%分については平成 24 年度・第 1 四半期分と同時に全額を支払うものとする。

分割して支払う 50%分については平成 24 年度・第 1 四半期分から平成 42 年度・第 4 四半期分までと同時の 76 回で支払うものとする。

c 平成 24 年度に実施した設計及び設備更新等業務に関する対価

一括で支払う 50%分については平成 25 年度・第 1 四半期分と同時に全額を支払うものとする。

分割して支払う 50%分については平成 25 年度・第 1 四半期分から平成 42 年度・第 4 四半期分までと同時の 72 回で支払うものとする。

d 平成 25 年度に実施した設計及び設備更新等業務に関する対価

一括で支払う 50%分については平成 26 年度・第 1 四半期分と同時に全額を支払うものとする。

分割して支払う 50%分については平成 26 年度・第 1 四半期分から平成 42 年度・第 4 四半期分までと同時の 68 回で支払うものとする。

イ サービス購入料 II

(ア) 維持管理に係る対価

排水処理施設の維持管理に係るサービス購入料は、入札時の提案書に記載された長期修繕計画の実施時期及び費用に従い、維持管理・運營業務開始から事業終了まで(平成 23 年度・第 1 四半期～平成 42 年度・第 4 四半期)の 20 年間に亘り、四半期ごとに支払うものとする。

(イ) 運営(発生土の再生利用業務を除く)に係る対価

排水処理施設の運営(発生土の再生利用業務を除く)に係るサービス購入料は、入札時の提案書に基づき、維持管理・運營業務開始から事業終了まで平成 23 年度・第 1 四半期～平成 42 年度・第 4 四半期)の 20 年間に亘り、四半期毎に定額(ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合)で支払うものとする。

ウ サービス購入料 III

(ア) 搬出・運搬費

脱水ケーキの搬出・運搬に要する費用に係る対価は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量(保管されている発生土量はこれに含まない。)に応じて支払うものとする。再生利用された脱水ケーキの再生利用量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。搬出・運搬に要する費用に係る対価の単価は、入札時に提案された額とする(ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合)。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は以下のとおりとする。

$$\text{搬出・運搬単価 (円/t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

(イ) 再生利用費

脱水ケーキの再生利用に要する費用に係る対価は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量(保管されている脱水ケーキ量はこれに含まない。)に応じて支払うものとする。再生利用された脱水ケーキの量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。再生利用に要する費用に係る対価の単価は、入札時に提案された額とする(ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合)。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は以下のとおりとする。

$$\text{再生利用単価 (円/t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

(ウ) 管理費

脱水ケーキの管理に要する費用に係る対価は、入札時の提案書に基づき、維持管理・運

営業開始から事業終了までの20年間(平成23年度・第1四半期～平成42年度第4四半期)に亘り、四半期ごとに定額(ただし、物価変動等による改定を考慮しない場合)で支払うものとする。

3 留意事項(サービス購入料の変更について)

甲は、第52条に基づいてサービス購入料の改定を行う。また、第53条に基づいて、サービス対価の減額を行う。上記2の支払い方法に関する規定は、これらの改定・減額を妨げるものではない。

別紙10 サービス購入料の改定について（第52条関係）

甲は、以下に従ってサービス購入料の改定を行うものとする。

1 改定の基本的な考え方

(1) サービス購入料 I

ア 設計及び設備更新等期間における物価変動について、甲及び乙は工期内で事業契約締結日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計及び設備更新等業務の対価が不相当となったと認めるときは、相手方に対して対価の変更を請求することができる。

イ 維持管理・運営期間中における金利変動については、維持管理・運営期間の開始後原則として5年ごと(1年次、6年次、11年次、16年次の計4回)に改定を行うものとする。

(2) サービス購入料 II 及びサービス購入料 III

物価変動等を踏まえて毎年サービス購入料の改定を行うものとする。

2 改定方法

(1) 物価変動等に基づく改定(その1)

ア 対象となるサービス購入料

サービス購入料 I

イ 改定方法

(ア) 甲又は乙は、1(1)アの規定による請求があったときは、本契約に定められた変動前対価と変動後対価(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変更前対価に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前対価の100分の15を超える額につき、対価の変動に応じなければならない。

(イ) 変動前対価及び変更後対価は、それぞれ本契約締結日及び請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲と乙の間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は変動前対価及び変動後対価を定め、乙に通知する。

(ウ) 1(1)アの規定による請求は、この規定により対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、1(1)ア及び(イ)において、事業契約締結日とあるのは、「直前の、この規定に基づく設計及び設備更新等期間内に対価変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

(エ) 特別な要因により、設計及び設備更新等期間内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、対価が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、対価の変更を請求することができる。

(オ) 予期することのできない特別な事情により、設計及び設備更新等期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、対価が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、対価の変更を請求することができる。

- (カ) 上記(エ)又は(オ)の規定による請求があった場合において、当該対価の変更額については、甲と乙の間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は対価を変更し、乙に通知する。
- (キ) 上記(イ)又は(カ)の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聞いて定め、乙に通知する。ただし、甲が上記 1(1)ア、(エ)又は(オ)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。
- (ク) 本項の対価の変更は、平成 22 年度から平成 25 年度の毎年度の対価ごとに行うものとする。変更額は全て一括で支払う 50%分から増減するものとし、分割で支払う 50%分の元本相当額は変更しないものとする。

(2) 物価変動等に基づく改定(その 2)

ア 対象となるサービス購入料

サービス購入料 II 及びサービス購入料 III(ただし、水道費、電気使用料を除く。)

イ 改定方法

入札時の提案による単年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、毎年度、表 A-[]に示す指標の対前年度の変動率を勘案して設定した改定率を乗じ、各年度 4 月 1 日以降のサービス購入料に反映させる。改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、甲と乙で協議を行うものとする。なお、改定率は、次表のとおりとする。

ウ 改定の周期

改定の周期は、1 年に 1 回とする。

表 A-5 改定率

構成	構成内容	使用する指標
サービス購入料 II	①維持管理費	日本銀行調査統計局「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理
	②運営費	
サービス購入料 III	①搬出・運搬費	同上・国内貨物輸送
	②脱水ケーキ再生利用費	同上・産業廃棄物処理
	②管理費	

(計算方法)

$P_t = P_{ta} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{t_0})$ <p>ただし、 P_t: t年度の各業務のサービス購入料 P_{ta}: 入札時の提案書によるt年度の各業務のサービス購入料 $CSPI_{t-1}$: t-1 年度「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理又は国内貨物輸送 $CSPI_{t_0}$: 平成16年度「企業向けサービス価格指数」産業廃棄物処理又は国内貨物輸送</p>
--

(3) 公共料金の改定に基づく改定

ア 対象となるサービス購入料

サービス購入料 II 及びサービス購入料 III のうち、水道費及び電気使用料

イ 改定方法

水道料金及び電気料金の改定後の単価に基づき、該当するサービス対価の単価見直しを行うものとする。

ウ 改定の周期

電気料金は電気料金の改定の都度見直しを行い、水道料金は維持管理・運営期間の開始後 5 年ごと(1 年次、6 年次、11 年次、16 年次の計 4 回)に改定を行うものとする。

(4) 金利変動に基づく改定

ア 対象となるサービス購入料

サービス購入料 I

イ 改定方法

(ア) 改定の時期及び方法

サービス購入料の支払い方法は、次表の通りとする。

表 A-6 平成 22 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	各支払期間中の支払総額
H23 年度・第 1 四半期～ H27 年度・第 4 四半期	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 4 分の 3 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
H28 年度・第 1 四半期～ H32 年度・第 4 四半期	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 4 分の 2 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
H33 年度・第 1 四半期～ H37 年度・第 4 四半期	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 4 分の 1 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
H38 年度・第 1 四半期～ H42 年度・第 4 四半期	【(元金の 4 分の 1 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】

表 A-7 平成 23 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	各支払期間中の支払総額
H24 年度第 1 四半期～ H27 年度第 4 四半期	【(元金の 19 分の 4 の金額)を四半期ごと 4 年間(16 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 19 分の 15 の金額)×金利×4 年(四半期ごと 16 回均等払い)】
H28 年度・第 1 四半期～ H32 年度・第 4 四半期	【(元金の 19 分の 5 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 19 分の 10 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
H33 年度・第 1 四半期～ H37 年度・第 4 四半期	【(元金の 19 分の 5 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 19 分の 5 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】
H38 年度・第 1 四半期～ H42 年度・第 4 四半期	【(元金の 19 分の 5 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】

表 A-8 平成 24 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	各支払期間中の支払総額
H25 年度第 1 四半期～ H27 年度第 4 四半期	【(元金の 18 分の 3 の金額)を四半期ごと 3 年間(12 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 18 分の 15 の金額)×金利×3 年(四半期ごと 12 回均等払い)】
H28 年度・第 1 四半期～ H32 年度・第 4 四半期	【(元金の 18 分の 5 の金額)を四半期ごと 5 年間(20 回)で元利均等返済する額】 +【(元金の 18 分の 10 の金額)×金利×5 年(四半期ごと 20 回均等払い)】

H33年度・第1四半期～ H37年度・第4四半期	【(元金の18分の5の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】 +【(元金の18分の5の金額)×金利×5年(四半期ごと20回均等払い)】
H38年度・第1四半期～ H42年度・第4四半期	【(元金の18分の5の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】

表 A-9 平成 25 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	各支払期間中の支払総額
H26年度・第1四半期～ H27年度・第4四半期	【(元金の17分の2の金額)を四半期ごと2年間(8回)で元利均等返済する額】 +【(元金の17分の15の金額)×金利×2年(四半期ごと8回均等払い)】
H28年度・第1四半期～ H32年度・第4四半期	【(元金の17分の5の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】 +【(元金の17分の10の金額)×金利×5年(四半期ごと20回均等払い)】
H33年度・第1四半期～ H37年度・第4四半期	【(元金の17分の5の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】 +【(元金の17分の5の金額)×金利×5年(四半期ごと20回均等払い)】
H38年度・第1四半期～ H42年度・第4四半期	【(元金の17分の5の金額)を四半期ごと5年間(20回)で元利均等返済する額】

(イ) 調達金利

基準金利と入札時に提案されたスプレッドの合計とする。基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6 カ月 LIBOR ベース 5 年もの(円-円)スワップレート仲値とする。ただし、平成 23 年度に実施した更新工事費の対価の最初の 4 年については 4 年もの、平成 24 年度に実施した更新工事費の対価の最初の 3 年については 3 年もの、平成 25 年度に実施した設計及び設備更新等業務の対価の最初の 2 年については 2 年ものを使用するものとする。

なお、基準日は次表のとおりとする。

表 A-10 平成 22 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	基準金利決定日
H23年度・第1四半期～ H27年度・第4四半期	平成 23 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H28年度・第1四半期～ H32年度・第4四半期	平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H33年度・第1四半期～ H37年度・第4四半期	平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H38年度第1四半期～ H42年度第4四半期	平成 38 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前

表 A-11 平成 23 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	基準金利決定日
H24年度・第1四半期～ H27年度・第4四半期	平成 24 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H28年度・第1四半期～ H32年度・第4四半期	平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H33年度・第1四半期～ H37年度・第4四半期	平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H38年度第1四半期～ H42年度第4四半期	平成 38 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前

表 A-12 平成 24 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	基準金利決定日
H25 年度・第 1 四半期～ H27 年度・第 4 四半期	平成 25 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H28 年度・第 1 四半期～ H32 年度・第 4 四半期	平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H33 年度・第 1 四半期～ H37 年度・第 4 四半期	平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H38 年度第 1 四半期～ H42 年度第 4 四半期	平成 38 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前

表 A-13 平成 25 年度に実施した設計及び設備更新等業務に係る対価

支払対象期間	基準金利決定日
H26 年度・第 1 四半期～ H27 年度・第 4 四半期	平成 26 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H28 年度・第 1 四半期～ H32 年度・第 4 四半期	平成 28 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H33 年度・第 1 四半期～ H37 年度・第 4 四半期	平成 33 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前
H38 年度第 1 四半期～ H42 年度第 4 四半期	平成 38 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前

なお、各年度の引渡し日が変更された場合には、甲乙の協議により、基準金利決定日を見直すことができるものとする。

別紙11 サービス購入料の減額及び支払い停止（第 52 条関係）

1 減額及び支払い停止の事由

甲は、第 51 条に基づくモニタリングの結果、下表の確認項目に係る維持管理・運營業務の状況が、本契約、入札説明書等、提案書、維持管理・運営仕様書又は当該年度の維持管理・運營業務計画書に示された業務の水準及び内容（要求水準）を満たしていないこと（業務不履行）が判明した場合は、サービス購入料の減額又は支払い停止を行うことができるものとする。

表 A-14 確認項目

要求業務	確認項目
本件施設の維持管理・運營業務	① 汚泥の排出停止措置期間
	② 脱水設備の能力維持
上澄水の返送業務	③ 返送水等の濁度
発生土の再生利用業務	④ 発生土の再生利用

ただし、次の場合は、要求水準を満たしていない場合でも減額、支払い停止、又は契約解除の対象としない。

- ・予め甲と協議の上で行う修繕、更新及び清掃その他の作業によるもの
- ・明らかに甲の責めに帰すべき事由によるもの
- ・不可抗力又は法令変更によるもの
- ・河川原水濁度が 2 日間に渡り、その平均が 240 度を超え、甲と乙との協議によって、返送水等の濁度に係る要求水準を一時的に変更した場合であって、かつ、変更後の濁度が変更後の要求水準を満たす場合。
- ・固形物量が計画固形物量を大幅に上回った場合等、通常と異なる原水状態であること、又はこれと類似した状況で、甲が通常の運転等が不能となってもやむを得ないと認めた場合。

2 減額及び支払い停止の対象

サービス購入料のうち、サービス購入料 II 及びサービス購入料 III の合計額を対象に行うものとする。

3 減額及び支払い停止の方法

(1) 減額と支払い停止の考え方

当該四半期のモニタリングの結果は、翌月の 10 日までに乙に通知される。モニタリングの結果、表 A-14 の①及び③について業務不履行が判明したときは、不履行の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、支払い期（四半期）ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期のサービス購入料（ただし、サービス購入料 I を除く）の減額を行うことができる。また、表 A-14 の②及び④について、業務不履行が判明したときは、サービス購入料（ただし、サービス購入料 I を除く）の支払いを停止することができる。

なお、応募者提案に基づき、平成 23 年度から平成 25 年度の間で、既存脱水機を乙が使用する期間がある場合、その期間中については発生原因や帰責者等について甲と乙の間で協議を行い、ペナルティポイントを課すか否かを決定するものとする。

(2) 減額及び支払い停止の方法

ア 送泥停止措置及び返送水等の濁度に関わるもの

(ア) 対象となる項目及び基準

- ・送泥停止措置……送泥停止時間
- ・返送水等の濁度……返送水等の濁度及び継続時間

(イ) 対象となるサービス購入料

サービス購入料 II 及びサービス購入料 III の合計額

(ウ) ペナルティポイント

a 送泥停止措置時間

乙が汚泥を受け入れることができなくなり、浄水場が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイント (PP) を課す。ただし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができない場合は送泥停止措置が継続しているものとみなす。

表 A-15 送泥停止措置時間に伴うペナルティポイント

停止措置時間※	ペナルティポイント
3 時間以上 6 時間未満	11
6 時間以上 12 時間未満	26
12 時間以上 24 時間未満	65
24 時間以上 48 時間未満	70
48 時間以上	81

※停止措置時間は、予定業務(運転)時間ではなく停止されてから再開するまでの継続した時間

b 返送水等の濁度

濁度 30 度以上の返送水等が 10 分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水等の濁度が 30 度以上に上昇してから 30 度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを1回のペナルティとし、1回ごとにペナルティポイントを課すこととする。なお、濁度が上記に該当する状態となった場合、その発生原因や帰責者等について、甲と乙で協議を行った上で、甲がペナルティポイントを課すか否かを決定するものとする。

表 A-16 継続時間返送水等濁度のペナルティポイント (単位:PP)

濃度 \ 時間	10 分以上 60 分未満	60 分以上 6 時間未満	6 時間以上
30度以上 80度未満	10	20	30
80度以上 200度未満	20	30	40
200度以上 500度未満	40	45	50
500度以上 1000度未満	50	55	61
1000度以上	60	65	71

(エ) 減額の方法

四半期中のペナルティポイント(上記 a、b)の合計を積上げて、次表に基づき当期サービス購入料(ただし、サービス購入料 I を除く)から減額を行うものとする。

表 A-17 ペナルティポイントと減額割合

累計ペナルティポイント	減額割合 (1PP につき減額される サービス購入料の率)
11～15PP	0.20%
16～25PP	0.30%
26～40PP	0.40%
41～50PP	0.50%
51～60PP	0.60%
61～70PP	0.80%
71～80PP	1.20%
81PP 以上	全額

(注)1PP につき減額されるサービス購入料の率。

四半期ごとの累計されたペナルティポイントが 10PP 以下の場合、サービス購入料の減額は行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。

累計されたペナルティポイントが 11PP 以上の場合、当期サービス購入料から当期サービス購入料(ただし、サービス購入料 I を除く)に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払うものとする。

累計されたペナルティポイントが 81PP 以上に至った場合、当期のサービス購入料(ただし、サービス購入料 I を除く)の全額を減額する。

四半期ごとに累計されたペナルティポイントは清算され、翌期に繰り越されることはない。

イ 脱水設備の能力に関わるもの

モニタリングの結果、脱水設備の能力が要求水準書及び提案書で規定されている能力を維持していないことが判明した場合、支払い停止の対象となるものとする。

(ア) 対象となる項目及び基準

脱水設備の能力…計画汚泥量の全量を含水率65%以下の発生土にできる能力の維持

(イ) 対象となるサービス購入料

サービス購入料 II 及びサービス購入料 III の合計額

(ウ) 支払い停止の流れ

モニタリングの結果、発生土の含水率を 65%以下にできる能力を維持していないことが判明した場合、甲は改善を通告し、乙は通告から 5 日以内に改善の方法及び期日を記し改善計画書を提出するものとする。

改善勧告後、改善期日までに脱水設備の能力改善が確認されない場合は、改善期日を含む四半期のサービス購入料(ただし、サービス購入料 I を除く)の全額を支払い停止とすることができる。

翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は支払い停止を解除し、脱水設備の能力が確認された期のサービス購入料と共に支払い停止分を支払うものとする。

翌四半期以降においても改善が認められない場合、支払い停止は継続し、脱水設備の能力改善が確認されるまで停止されているサービス購入料は支払われない。

支払い停止後、支払い停止が解除されサービス購入料が支払われるまでの間は、当該サービス購入料に係る遅延利息等は発生しない。

ウ 発生土の再生利用

甲による随時モニタリングにより発生土の 100%再生利用が行われず、不法投棄あるいは無断で最終処分場への埋立てを行った事が判明した場合、「(ア)不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋立て」の手順に従って、甲は契約を解除することができる。ただし、最終処分場への埋立てについては、協議を踏まえた上で、緊急避難として最終処分場への埋立てがやむを得ないと甲により判断された場合はこの限りではない。その場合、「(イ)協議に基づく最終処分場への埋立て」に従って対応することができる。

(ア) 不法投棄等及び協議を経ない最終処分場への埋立て

不法投棄が発覚、あるいは協議に基づかない最終処分場への埋立てが発覚した場合は、発覚した日を含む四半期以降のサービス購入料(ただし、サービス購入料 I を除く)全額の支払を停止する。

乙に帰責事由がないことが確認されない限り、契約を解除することができる。なお、処分方法が不明である場合は「不法投棄」とみなす。

乙に帰責事由がないことが確認された場合、支払停止を解除し、発生土の再生利用状況が確認された期のサービス購入料と共に支払い停止分を支払うものとする。

(イ) 協議に基づく最終処分場への埋立て

乙は最終処分場への埋立てに関し、甲と事業期間を通じて 4 回まで協議することが可能とする。

最終処分場への埋立ては、緊急避難としてやむを得ず埋め立てることを甲が認めた場合に限るもので、代替措置による対応等が可能である場合は最終処分場への埋立てを認めない。ただし、再生利用市場の消失等の不可抗力にあたる場合はこの限りではない。

最終処分場への埋立てが認められた場合、乙は改善期間(埋立て開始日から最大 180 日まで)を明示した改善計画書を提出するものとする。

最終処分場への埋立て費用(運搬費を含む。)は全額乙の負担とする。

埋立て日から乙が提示した改善予定日までの間に、改善計画書に基づいた改善が見られた場合は、契約は継続される。改善予定日において改善が見られない場合は契約解除とすることができる。なお、改善予定日までに再び協議(当該協議は新たな協議回数に含まれる。)を行い、引き続き埋立てをする場合は、この限りでない。

なお、協議のうえ、最終処分場への埋立てが認められない場合は、必ず再生利用を行わなければならない。

(ウ) 発生土 100%再生利用の確認方法

業務日報及び業務報告書により発生土の発生量を把握し、売却相手方又は再生利用依頼先から受入れた発生土量を証明する書類との照合により確認を行う。発生土の発生から売却相手方又は再生利用依頼先への搬入までに一時保管等を行う場合には、その保管量についても確認を行う。

$$\text{発生土の発生量} = \text{売却相手} \cdot \text{再生利用依頼先の受入れ発生土の量} + \text{保管量}$$

別紙12 出資者保証書（第 82 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

千葉県

千葉県水道局長 ○○ ○○ 様

出 資 者 保 証 書

甲と []（以下、「乙」という。）の間において、平成○○年○月○日付けで締結された北総浄水場排水処理施設設備更新等事業契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である []、 [] 及び []（以下「当社ら」という。）は、貴局に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

- 3 乙が、平成[]年[]月[]日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 4 (1) 本日時点における乙の発行済株式総数は[]株であること。
(2) 当社らの保有する乙の株式の総数は[]株であり、そのうち[]株は[]会社が、[]株は[]会社が、[]株は[]会社がそれぞれ保有すること。
- 5 乙が本件業務の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対して、当社らが保有する乙の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合、事前に、その旨を貴局に書面で通知し承認を得ること。この場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分に係る契約書及び融資契約書の写しを、契約締結後速やかに貴局に提出すること。
- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで乙の株式を保有するものとし、貴局の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する乙の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、貴局の事前の書面による承認を得て行うこと。

以 上

(住所)

[]会社 (代表者)

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

(住所)

[]会社

代表取締役

印

別紙13 設備更新等対象設備（第4条第1項第30号、同第31号、同第32号、同第33号及び第28条第1項関係）

- 1 脱水機、汚泥掻き寄せ機、ポンプ類等の機械設備
 - 2 引込盤、変圧器盤、コントロールセンター等の監視制御設備
 - 3 流量計、各種濃度計、界面計等の計装設備や監視制御設備
 - 4 建築設備（取替不可能なものを除く全て）
 - 5 既設管路
 - 6 新設されるトラックスケール及びケーキヤードの改良（必要な場合）
 - 7 進入道路、外構、事業区域外の外柵、浄水場との通用口設置等
 - 8 耐震補強工事（必要な場合）
 - 9 脱水機棟のアスベスト対策工事
 - 10 受電設備の整備、維持管理・運営に必要な設備の更新及び既存設備の撤去工事
- ※ 各項目について、落札者の提案に基づいて記載する。なお、完成及び甲への引渡し
の年度が明らかになるよう記載すること。

別紙14 脱水ケーキの再生利用方法（第 36 条関係）

【提案書に基づき記載する。】

- ※ 乙が、脱水ケーキ再生利用業務の実施に必要な許可を受けたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」という。）第 6 条の 2 第 3 号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「廃掃法施行規則」という。）第 8 条の 4 の 2 に掲げる事項を記載し、廃掃法施行規則第 8 条の 4 に掲げる書面を添付する。また、甲は乙から脱水ケーキ再生利用業務の委託を受けようとする者が廃掃法施行令第 6 条の 12 に定める基準を満たしていることを確認し、廃掃法施行規則第 10 条の 6 の 3 に掲げる事項をここに記載したうえで、かかる委託について承諾する。

別紙15 個人情報取扱特記事項（第 84 条第 4 項関係）

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 乙は、本契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第5 乙は、甲が承諾した場合を除き、本契約による業務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。

（事務従事者への周知及び監督）

第6 乙は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においても本契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、乙は、本契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、本契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、本契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査、指示等）

第11 甲は、乙が本契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について随時調査し、

乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

第 13 甲は、乙が本契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護の上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等必要な事項を公表することができる。